⑵　期間
３．⑴①について
平成21年11月27日から平成21年12月３日までの７日間
３．⑴②について
平成21年12月４日から平成21年12月10日までの７日間
4　処分の原因となった事実　西松建設株式会社元代表取締役社長は、他の者と共謀の上、国内において工事を受注するなどのために必要な公表できない使途に充てることを予定して、法定の除外事由がないのに、あらかじめ輸入の内容等の事項を税関長に届け出ないで、平成18年２月23日から平成19年８月27日までの間、５回にわたり、同社元海外事業部副事業部長が日本銀行券合計7000万円を隠匿携帯して入国し、もって支払手段を輸入した。また、公共工事を談合により受注することを実効的なものにするため、同社以外の名義で政治活動に関する寄付等を行うことを企て、他の者と共謀の上、本人の名義以外の名義で政治活動に関する寄付等をしたことなどから、外国為替及び外国貿易法違反及び政治資金規正法違反の罪で、平成21年７月17日に東京地方裁判所において、禁固１年４月（執行猶予３年）の判決を受け、その刑が確定している。さらに、同社及び同社元代表取締役副社長は、上記、外国為替及び外国貿易法違反の罪で、それぞれ平成21年２月24日に東京簡易裁判所から罰金100万円の略式命令、平成21年７月14日に東京地方裁判所から懲役４月（執行猶予２年）の判決を受け、その刑が確定している。これらのことが、建設業法第28条第１項第３号に該当すると認められる。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 21 年 11 月 26 日
中部地方整備局長　富田　英治
1　処分をした年月日　平成21年10月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社小島組　小島　徳明　愛知県名古屋市港区木場町１番の６　国土交通大臣許可（特―16）第3337号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年９月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 21 年 11 月 26 日
中部地方整備局長　富田　英治
1　処分をした年月日　平成21年10月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ベルテクノプラント工業　鈴木　　喬　岐阜県美濃市須原650番地　国土交通大臣許可（特―18）第21778号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年10月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 21 年 11 月 26 日
中部地方整備局長　富田　英治
1　処分をした年月日　平成21年10月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社西尾産業　西尾　敬二　静岡県富士市本市場148番地３　国土交通大臣許可（般・特―18）第752号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年10月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 21 年 11 月 26 日
四国地方整備局長　足立　敏之
1　処分をした年月日　平成21年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　広海トーヨー住器株式会社　広海　利秀　徳島県徳島市川内町平石流通団地８番地　国土交通大臣許可（般―20）第22940号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年10月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 21 年 11 月 26 日
四国地方整備局長　足立　敏之
1　処分をした年月日　平成21年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　みどり建設興業株式会社　濱田憲史郎　愛媛県松山市三番町１丁目７番地17　国土交通大臣許可（特―19）第22541号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年10月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成２１年（フ）第９３号
愛媛県今治市風早町３丁目２番地７
債務者　株式会社キハラ商事
代表者代表取締役　池浦　孝典
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　宗城
4　破産債権の届出期間　平成22年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月25日午前10時30分
松山地方裁判所今治支部
平成２１年（フ）第２０７２１号
茨城県水戸市笠原町978番25茨城県開発公社ビル４階
債務者　株式会社テレカム
代表者代表取締役　小松　　潤
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　幹晴
4　破産債権の届出期間　平成21年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月18日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（フ）第２０７２２号
茨城県水戸市笠原町978番25茨城県開発公社ビル４階
債務者　株式会社テレカムソリューション
代表者代表取締役　小松　　潤
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　幹晴
4　破産債権の届出期間　平成21年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月18日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部